

旭川医科大学職員退職手当規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学職員退職手当規程の一部を改正する規程

旭川医科大学職員退職手当規程（平成16年旭医大達第154号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(退職手当の調整額)</p> <p>第8条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第6条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（就業規則第13条第1項第1号から4号まで及び第6号の規定による休職（業務上の傷病及び通勤による傷病による休職を除く。）、同規則第37条第1項第3号の規定による停職及び旭川医科大学職員育児休業・介護休業規程（平成16年旭医大達第166号）<u>第5条</u>の規定による育児休業<u>及び第15条の2の規定による出生時育児休業</u>（以下「育児休業等」という。）その他別に定める事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）を除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の</p>	<p>(略)</p> <p>(退職手当の調整額)</p> <p>第8条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第6条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（就業規則第13条第1項第1号から4号まで及び第6号の規定による休職（業務上の傷病及び通勤による傷病による休職を除く。）、同規則第37条第1項第3号の規定による停職及び旭川医科大学職員育児休業・介護休業規程（平成16年旭医大達第166号）<u>第3条</u>の規定による育児休業（以下「育児休業」という。）その他別に定める事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）を除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調</p>

月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

(1)～(11) (略)

2～4 (略)

5 第1項に規定する休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

(1) (略)

(2) 育児休業等により現実に職務をとることを要しない期間(当該育児休業等に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)又は旭川医科大学職員育児休業・介護休業規程(平成16年旭医大達第166号)第16条の規定による育児短時間勤務により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等 退職した者が属していた第1項各号に掲げる職員の区分(以下「職員の区分」という。)が同一である休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一である休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数(当該相当する数に一未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一である休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

(略)

(勤続期間の計算)

第9条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2～3 (略)

4 前3項の規定による在職期間のうち次の各号に掲げる期間があつたときは、当該各号に定める期間を前3項の規定により計算した
在職期間から除算する。

整月額)を合計した額とする。

(1)～(11) (略)

2～4 (略)

5 第1項に規定する休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

(1) (略)

(2) 育児休業により現実に職務をとることを要しない期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)又は旭川医科大学職員育児休業・介護休業規程(平成16年旭医大達第166号)第16条の規定による育児短時間勤務により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等 退職した者が属していた第1項各号に掲げる職員の区分(以下「職員の区分」という。)が同一である休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一である休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数(当該相当する数に一未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一である休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

(略)

(勤続期間の計算)

第9条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2～3 (略)

4 前3項の規定による在職期間のうち次の各号に掲げる期間があつたときは、当該各号に定める期間を前3項の規定により計算した
在職期間から除算する。

(1) 休職月等が1以上あったとき その月数の2分の1に相当する月数（育児休業等期間（当該育児休業等に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）については3分の1に相当する期間）

（略）

附 則

この規程は、令和4年10月19日から施行し、改正後の第8条の4及び第9条第4項第1号の規定は、令和4年10月1日から適用する。

【改正理由】

新設される出生時育児休業に対応するため、所要の改正を行うものである。

(1) 休職月等が1以上あったとき その月数の2分の1に相当する月数（育児休業期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）については3分の1に相当する期間）

（略）